

第8回議会基本条例特別委員会会議録

- 1 開会日時 平成29年11月24日（金）午前10時0分
- 2 閉会日時 平成29年11月24日（金）午後0時41分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
3番 佐藤 武君 4番 佐々木雄司君 5番 光成 良充君
8番 治徳 義明君 9番 原田 素代君 16番 下山 哲司君
17番 実盛 祥五君
- 5 欠席委員
な し
- 6 事務局職員出席者
主 査 日下 治樹君
- 7 協議事項 1) 政務活動費について
2) その他
- 8 議事内容 別紙のとおり

以上会議録は事実と相違ないので署名する。

平成 年 月 日

委員長

午前10時0分 開会

○委員長（下山哲司君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから第8回議会基本条例特別委員会を開会いたします。

本日の協議事項の内容については、お手元に配付しております政務活動費について、その他ということでございます。

それでは、政務活動費のほうから。

はい。

○副委員長（治徳義明君） あ、済みません。お世話になります。

政務活動費の件なんですけど、先般全協のほうで松田議員さんのほうから少し携帯の話は出ましたけれども、その後いただいた御意見の中に、例えばパソコンの案分を変えますと、ただこのパソコンというのは1期4年の単位で買いかえたりする規制があるものなのに、例えばこの1期買えば全面お金がもらえる、政務活動費として使えるのに、次の年からは3分の1の案分というのはちょっとおかしいんじゃないじゃろうかと。もう少しその辺を議論したほうがええんじゃないかというような御意見と。それからもう1点、今、議場でタブレットを使いましょうというようなICTの活用を、そういった流れになってきているのに、タブレットとパソコンの規制をしてしまったら、今後どういうふうな形になるかわからないですけども、例えば市のほうから支給となれば問題はないんでしょうけど、どういう状況になるかわからない段階でそういった改革の流れをとめることにもなりかねないんじゃないかというふうな御意見もあつたりしたんですけど、そのあたりを少しここで議論をし直していただければありがたいなと思うんですけど。委員長、どんなもんでしょうか。

○委員長（下山哲司君） 今、治徳委員が言われたパソコンの案分なんですけど、この今いただいた紙には案分なくてよかったのにと、こういう文言になつとんですが、これは案分は今まで2分の1の案分で来とると思います。それから、スマートフォンも一緒にいきやあええん。

○副委員長（治徳義明君） いや。

○委員長（下山哲司君） パソコンだけ。

○副委員長（治徳義明君） いや、済みません、要はパソコンの購入は1期4年間のスパンで考えにゃいけないのに、途中で案分率のほうに規制をかけたら、例えばことし購入した人の案分率と来年以降購入した人の案分率が変わってくるので、不公平感があるんじゃないでしょうかというふうな御指摘があつたんですけど。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい。

○委員（原田素代君） 意味わかりません。

○副委員長（治徳義明君） 意味わかりませんかね。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

- 委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。
- 副議長（佐々木雄司君） わかりました。今、現行の案分は2分の1ですよね。新基準は3分の1でよかったですか。2分の1が3分の1。
- 委員長（下山哲司君） 4月1日からということ。
- 副議長（佐々木雄司君） 3分の1ですか。
- 委員長（下山哲司君） はい。
- 副委員長（治徳義明君） 済みません。それに対して、私の意見じゃないですよ、意見として同じ議員であって、例えばことし買う人が、副委員長が2分の1で買えるのに、たまたま来年買いかえる人は3分の1しかだめというのは政務活動に関する不公平感があるんじゃないでしょうか。もう一遍その辺を議論してくださいという御意見が1点ありましたので。
- 副議長（佐々木雄司君） いいですか。
- 委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。
- 副議長（佐々木雄司君） それはもう全ての項目において同じことが言えるわけで、特にパソコンに限った話ではないように思うんですが、いかがなんでしょうか。
- 委員（原田素代君） はい。
- 委員長（下山哲司君） はい、原田委員。
- 委員（原田素代君） 物事のルールっていうのは当然のことですから、そこで格差が出るとかということ発することに私は疑っちゃいますね。そんなもん当たり前のことですよ。改善するときはそれに従えばいいだけで、前はやって損したなどというのはちょっと議員として見識が疑われるのでございます。
- 委員（実盛祥五君） はい、委員長。
- 委員長（下山哲司君） はい、実盛委員。
- 委員（実盛祥五君） それはもうことし買ってくれりゃええんじやから、来年か。そんなこと言ようったら何をやってもごだになってしまうんやから。
- 副委員長（治徳義明君） 済みません。ちょっと誤解しないでくださいね。僕が言っている意見じゃなしに。
- 委員（実盛祥五君） それがまたややこしいが。
- 副委員長（治徳義明君） もう一度議論をし直してくださいねと、こういう……。
- 委員（原田素代君） そんなこと当たり前。
- 委員長（下山哲司君） 治徳委員の言われたのは、今出されとるこの案が急に変わればその境目で買える人のほうが不公平があるんじゃないか言うんですけど、法律のルールが決まるのが、法律が施行された日はもうそりゃみんな一緒ですから。今買うときゃええとかそういうレベルの話は議員はやめてください。
- 委員（実盛祥五君） いや、そんなこと言うんじゃないら、じゃから今買え言よんじや。

- 委員長（下山哲司君） うん、そうそう。じゃから、それは4年以上過ぎとる人はね。
- 委員（実盛祥五君） 言わずに買やええが。
- 副委員長（治徳義明君） わかりました。済みません。あの……。あ、どうぞ。
- 委員（光成良充君） 委員長。
- 委員長（下山哲司君） はい、光成委員。
- 委員（光成良充君） これ、押すんでしょ。
- 委員長（下山哲司君） はい、押してください。
- 委員（光成良充君） 今、佐藤委員とも話をしてたんですけど、パソコンの購入費のところ
に2分の1、3分の1の案分は載ってないですよ。使用頻度で案分ですよ。そのパソコン
や使うときのインターネットの通信料は3分の1で決めてるじゃないですか。この今の現状の
ルールでいけば、2分の1とか3分の1とかというルールは決まってないと思うんですけど。
- 副議長（佐々木雄司君） 決まっていなかったかな。
- 委員長（下山哲司君） いや、ちょっといいですか。その話は購入するものについては全て
が今度3分の1になるんで、パソコンという対象じゃない。
- 副委員長（治徳義明君） 書いてますよ。申し合わせに書いとります。
- 委員長（下山哲司君） ん、申し合わせ。
- 委員（原田素代君） 12ページの注の5、事務所費のこの注の5。
- 副委員長（治徳義明君） 申し合わせに3分の1というて書いとる。
- 委員（原田素代君） 備品については。
- 委員長（下山哲司君） ああ、はいはい。
- 副議長（佐々木雄司君） 事務所費、備品じゃろ。
- 委員（原田素代君） うん。
- 委員長（下山哲司君） 事務所、そうです。
- 副委員長（治徳義明君） パソコンは3分の1というてなってる。
- 委員長（下山哲司君） じゃから……。
- 議会事務局主査（日下治樹君） 済みません、マイク入れていただいて。
- 委員（原田素代君） マイクないって。
- 委員長（下山哲司君） マイク入れてください。
- はい、光成委員。
- 委員（光成良充君） 取扱基準の5ページなんですけど、そこの7、事務機器の購入代につ
いてに書いてあるのは、パソコン等の購入は議員の任期中1台を原則とします。ただし、政務
活動以外の目的に使用する場合は使用頻度で案分してくださいとなってるじゃないですか。
- 副議長（佐々木雄司君） はい。
- 委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） たしかその議論を別の方面でやったと思うんです、取扱基準を補完するような形でこの後ろのA3のもの、運用指針というものが出されてるんで、だからここをより詳しく書いて、こういったぐあいに運用しましょうというものが後ろの部分だったと思うんですよ。

○委員長（下山哲司君） そうです、そうです。

○副議長（佐々木雄司君） だから、このところにはこう書いとるけども、もうちょっと詳しく、じゃあどうするんだということがこの5なんだろうなというふうに認識してるんですが……。

○委員長（下山哲司君） 注の5です、注の5。

○副議長（佐々木雄司君） そういう確認でよろしいですか。

○委員長（下山哲司君） はい、そういうふうに私は理解しております。ですから、ここに書いてあるように、議員活動のみに使用するものについては2分の1で案分し、とこうなるとるのは、全くもうほかに使用しないから言われて、私も議員になったときに個人のは個人で持つとって、議員のは議員だけに使うので話をしたら2分の1でいいですよとこうだったんで、やっぱりその辺はここに載とるのはそういうあれがない場合には3分の1というふうに私はそういうに理解しとんですが、どんなですか。間違ってますか。

○副議長（佐々木雄司君） 何を言っとん。

○委員長（下山哲司君） 注5を読んでいただければ。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 注5の私の解釈なんですけど、議員が議員活動のみで使用するものについても2分の1で考えなさいよと。

○委員長（下山哲司君） そうです。

○副議長（佐々木雄司君） 議員活動だけではなくて、個人でも兼用で使うものについては、2分の1ではなくて3分の1で考えなさいよというようなもの、そんなぐあいに委員長今おっしゃいましたか。

○委員長（下山哲司君） はい。

○副議長（佐々木雄司君） ああ、じゃあ、ありがとうございます。僕も一緒の認識です。

○委員長（下山哲司君） あ、いいですか。

○副議長（佐々木雄司君） 一緒の認識です、はい。

○委員長（下山哲司君） たしか前にもそういう話だったと思って、そういう認識を伝えたんですけど、いいですか。

○副議長（佐々木雄司君） 僕は同じ。

○委員長（下山哲司君） この部分は前にもしっかり協議をしていただいたと思うんです

が、この内容をここの基本条例委員会におられる方はもうきちっと認識していただいとらんと、おられん方が言われたときに説明をしていただかにゃいけないので、そういうふうに御理解をいただけたらと思いますが、よろしいですか。

○副委員長（治徳義明君） はい、済みません。

○委員長（下山哲司君） はい。

○副委員長（治徳義明君） 先ほどの件は了解しました。御要望も、議論をしてくださいというのが御要望でしたので、大きな改革をする場合は、例えば次の期に向けてみたいな形の議論がええんじゃないですかというような御指摘だったので、それはもう議論したのでいいんですが。

もう1点済みません、先ほど申しましたパソコンとタブレットは1つしかだめだという今回こういうふうな規制を設けようということになってるんですけども、先ほど申しましたように、タブレットを議会で使用しようというような大きな流れがある中で、例えば市から支給されれば別に構わない、問題はないんですけども、そういった環境にならなかったときにこういった議会でタブレットを使用しようというような大きな流れに逆行するんじゃないじやろうかと、パソコンとタブレットは別個に考えたほうがいいんじゃないでしょうかというような御意見がありました。これについては私も、あ、なるほどなと思ったんですけど、その辺の議論を委員長していただければありがたいんですけど。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 最初の議論というと、根っこは一緒だと思うんですけど、もちろん改革はしていくんですが、今私たちがこれをまとめなければいけないことで、これの一定の結論を出さなきゃいけないものですから、今はまだタブレット導入の、例えば来年の4月からとかという具体的な議論になってれば別ですけど、まだそこまで上がっていないんですからとりあえず現状の議論してきたそれで提案して、そのときにタブレットの扱いがまた変わった時点でこれを微調整すればいいだけですから、それはもう進めたほうがいいと、棚上げにしないで決めとかないと、その間がブランクになっちゃうので、これでいいと思います。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 僕の意見なんですが、議会改革の一環でタブレットの導入を議会のほうでやりましょうというものと、この議員個人が使用するタブレットの分がどう結びつくのかちょっと理解できないでいるんですが、基本的に議会改革で行う議場内にタブレットの導入というのはこれはもう設備の話であって、議会のほうの、テレビカメラをふやしますとか、電球をふやしますとかという話と同様のものだと思うんですよ。今我々が話をしているのは、議員個人が購入する物についてどのような取り扱いをするかということですから、そこは分けて考えるほうがいいんじゃないかなと思います。

以上です。

○委員長（下山哲司君） 今、原田委員が言われたことも時期がちょっとあれだけで内容は一緒じゃと思うんです。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） むしろそういったような議員が個人で買った物がもしタブレットであったにしても、それを議場内に持って入るといのは多分それは違うんじゃないかなというふうに、設備にはならないし。一般的なことを申し上げると、インターネットの世界にはもういろいろ目に見えないウイルスというものがたくさんあって、そういったようなものが個人の使用においては当然含まれている可能性があるわけです。それを公共のものに、しかも個人情報とか扱っているそういったようなところに接続するというのは多分運用上あり得ないんだらうなと思います。だから、その個人の物がもしタブレットであっても、議場のその設備に、俺はタブレット持ってるから議場のを使わないと、個人のを使うんだという話には将来的に考えてもなりにくいというふうに思いますけども。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員の言われる意見ももうごもっともだと思います。先ほど原田委員が言われたように今の協議してきたことを粛々と進めるというのが今の現状だと思うんです。議会のタブレットがいつ、ほんならできるかというのもまだ未定ですし、その辺はそっち置いていて、佐々木委員が言われるように別物だという考え方が正しいんだというに私も思います。

○副委員長（治徳義明君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） ありがとうございます。全協以降いただいた御意見は2点でしたので、ありがとうございます。済みませんでした。

○委員長（下山哲司君） そういうふうをお願いいたします。

○副委員長（治徳義明君） はい、ありがとうございます。

○議会事務局主査（日下治樹君） 済みません。

○委員長（下山哲司君） はい。

○議会事務局主査（日下治樹君） 今の話、タブレットとそのインターネットの話と同じことなんですけど、前も議論したと思うんですけど、携帯電話もインターネットができるのに、この決まりはちょっとわかりにくいというお話があったみたいなんです。その辺もちょっと議論していただければと思うんですが。

○委員長（下山哲司君） 携帯とタブレットについての話を、御意見いただきたいと思いますが、順番に行きましょうか。

原田委員。

○委員（原田素代君） もうそこまで行くと泥沼なので、5ページの取扱基準の8はこれ携帯

電話とスマートフォンって書いてありますよね。スマートフォンって携帯電話ですよ。ガラケーとスマートフォンという意味なのかと思いますけど。だから、まあ通話目的として携帯電話一般、スマートフォンも含んで、それとあとは固定式のインターネット、家で作業したりするっていうふうなイメージで分けていただければ、そりゃあスマートフォンで余り長々しませんが、電池切れちゃうし。長くいろいろ調査しようと思えば固定のパソコンじゃないと作業が効率も悪いです。だから、あくまで通話目的として携帯電話など、インターネット目的としてパソコンやタブレット等ぐらいにしておけば、そこまで行くともうじゃあこれはどうだ、あれはどうだになるんじゃないかと、そう思うのですが、私は。

○委員長（下山哲司君） はい、実盛委員。

○委員（実盛祥五君） もうそれは原田さん言うたとおりじゃ、固定は固定、持ち歩きは持ち歩きでもう決めときゃいいが。ぼっこう深く深くする……。

○副委員長（治徳義明君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 今、原田委員のお話をお聞きしまして、5ページの携帯電話とスマートフォンというこの文言がほんまに正しいんかどうかというのはもう一遍ちょっと調べたほうが、スマートフォンというてどっかの会社の……。

○委員（原田素代君） 商標。

○副委員長（治徳義明君） あり得るのかなと思ったのが1点と。もう1点、インターネット目的としてのパソコン、タブレットと書いとるからややこしくなる、パソコンの目的はインターネットだけではなくて事務処理が目的なので、その辺の文言もつけ加えたほうがわかりやすいのかなとは。いや、いやいや。パソコンの使用目的はインターネット目的だけではないですよ。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○副委員長（治徳義明君） 事務処理目的なわけですから。

○副議長（佐々木雄司君） 治徳さん、いい。

○委員長（下山哲司君） はい、じゃあ今度はそっちから順番に。

○副議長（佐々木雄司君） 8番は通信費なんで、通信費の話、だからインターネットでいいんです。

○副委員長（治徳義明君） わかりました。失礼しました。

○委員（佐藤 武君） ああ、私ですか。

○委員長（下山哲司君） それじゃあ、はい。

○委員（佐藤 武君） 何か質問のあれもよくわからないんですけども、その原田委員言われたように、携帯、ガラケーはインターネットを含むとつながらないと思うんだけど、スマホがインターネットと同じように機能するんだけど、そういうことからすれば、携帯とスマホ、

そう細かく言わんでもいいような気がするんですけどね。私もちょっと理解がようできないんだけど。

○委員長（下山哲司君） この前の話では携帯とスマホは目的は電話じゃという話じゃったと思うんです。それから、パソコンとタブレットはノート型パソコンならタブレットと同じ扱いができるということでそうなったと思うんです。ですから、それをやっぱり軸に通していかんや今までした話が皆……。

○委員（実盛祥五君） パアになる。

○委員長（下山哲司君） パアになってしまいうんで、そういうふうに理解していただくしかないんじゃないかと思うんです。私が見るところに、ガラホの携帯持って、スマートフォン持って、タブレットも持つとる人がおるんですよ、誰とは言いませんけど。多分そのときに3つ分払うられるから、その3つを少しずつ払いたいということで意見を言われとんじゃないかと思うんです。ちょっとそれはぜいたくというんか、この政務活動費を全部対象にというのはちょっと過ぎるんじゃないかと。やっぱり最低限始末するという意味もありますけど、最小限の形で行くのがあれじゃと思うんで。

それじゃ、次、光成さん。

○委員（光成良充君） 私の中の認識でいいんですよね。

○委員長（下山哲司君） はい、そうです。

○委員（光成良充君） スマートフォンは僕は電話としか認識してないので、携帯電話、ガラケーですよ、ガラケーとスマートフォンは電話っていう認識です。ガラケーもインターネットはできますよね。

○委員（原田素代君） つなげます。

○委員長（下山哲司君） 今は。

○委員（光成良充君） つなげますよね。だから、一緒だと思うんですよ、タブレットがどうのこうの言われても。そこは、今まで僕たちが話してきた内容で進めればいいのかと私は思っております。

○委員長（下山哲司君） 佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） そもそも的な話をするとちょっと叱られちゃうかもしれないんですが、私はこんなに細かく決めなきゃいけないということがいまだに実は釈然としていないものがあります。要するに、一番議論の始まりのころに、民意がとか世論がとかというような形で我々がこの政務活動費というようなものに抑制をかけていくというのは際限がもうないので、それであれば、こんなに細かく決めらるんであればもう廃止したほうが私はいいんじゃないかなというようなことはいまだに思っています。しかしながら、政務活動費というのは我々の経費として非常に重要なものですから、それをどういったぐあいに取り扱うのかということについてはやっぱりルール付けが必要なんだろうねというところの中で、今まで時間をかけて

議論をしてきたじゃないですか。だから、時間をかけて議論をしてこういう形で行きましょうというものが大枠が決まったわけですから、その枠でやっぱり皆さん方にも御理解をいただいて、わからないことに関してはお尋ねをいただくなどをしながら、決まったものをしていただきながらともに頑張っていたきたいなというふうには思いますけども。私のほうはそんな意見です。

○委員長（下山哲司君） 今、佐々木委員が言われたのも道理だと思います。政令市とか、政令市はちょっとそこ特別低いらしいんですけど、よそよりは、県とかのを見れば金額が桁違いですから、赤磐市が少ないから対象にせんでもええというんじゃないしに、対象にされる額が違いますから。月に30万円も40万円もどうやって使うんならというように言われる県会議員もおります。じゃから、そういうものの方からして、赤磐市としては日本国中政務活動費の話が出るから、やるんなら先駆けてやったほうがよかろうということで今こここまでに至ったというふうに認識しとります。ですから、そういう廃止とかというんじゃないしに、あるものを最低限納得できる形で明文化して使用するということで御理解をいただかにはいけんのじゃと思うんです。ですから、なくすとか、私もなくしてもいいんじゃないかという気持ちは持ってます、面倒なんなら。例として言えば、一番遠い私が何回通うてきても油代は僕は使ってません。というんが、なかなかその辺の境ができませんから、できんものについては使わんという考え方でやりようりますので。だから、例え話をすればそういうことなんで、こうやって形をつくって赤磐市の議員は節度を持ちようんじゃというプライドの糧にさせていただくしかないんじゃないか、そういう考え方を持ってもらうんが一番じゃないかなというふうに思ってます。まとめにならんかったかもしれませんが、そういうことで皆さんの今の御意見は今まで協議していただいた内容が全く変わってませんので、そういうことでまとめにさせていただけたらいいと思います。どんなでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） じゃあ、そういうことで、一応全協で御意見をいただいたということで、この委員会でその精査もしたということで御理解をいただいていいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、御理解をいただいたということで、この案を取り消してこの手引きとさせていただきますが、よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それじゃあ、そういうことで取り扱いとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

政務活動費については以上でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、前にも申し上げたようにその他で今後の基本条例特別委

員会の活動の御意見をいただければいいと思いますので、時間はしっかり、弁当もとっておりますので……。

○委員（実盛祥五君） 弁当。

○委員長（下山哲司君） いや、一応この委員会は弁当をとるということで最初に決めさせていただいておりますので、弁当も用意させていただいておりますので。先々の御意見をいろいろ出していただいて、基本条例をどういうふうに扱うかという考えから御意見をいただけたらと思いますので。順番に、原田委員のほうから。

○副議長（佐々木雄司君） その前に。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員、どうぞ。

○副議長（佐々木雄司君） これから基本条例を扱うとの委員長のお話なんですが、皆さんお手元に基本条例のあれはお持ちなんでしょうか。もしなければ、印刷をお願いをしてそれを見ながら議論しないといけないんじゃないかな。

○委員長（下山哲司君） 持ってこようと思うて忘れてきた。どうしましょう。用意しましょうか。申しわけないんですけど、用意してもらえますか、休憩しますの。

休憩といたします。

午前10時28分 休憩

午前10時36分 再開

○委員長（下山哲司君） 再開します。

先ほど政務活動費の件を終わったと言うたんですが、私打ち合わせミスがございまして、1ページの手引きの頭に議長の文章を載せるとこういうのを一度も協議してなかったの、これについて協議をお願いしたいと思いますので。

それじゃあ、佐々木君のほうから順番に。

はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） まず、読み合わせをしませんか。どなたか読み上げていただいて、それでそれから進めていただいたほうがいいかなと。このぐらいの文章ですから、いかがでしょうか。

○委員長（下山哲司君） それじゃあ、そういうことでよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それじゃあ、事務局のほうで読んでくれんかな。

○議会事務局主査（日下治樹君） はい。それでは、読み合わせをします。

政務活動費に関する手引きの改訂にあたって。

地方自治法において、政務活動費は議員の調査研究その他の活動に資することを目的として交付されています。また、使途の透明性と市民に対する説明責任を果たすよう、政務活動費を充てることができる経費の範囲について条例で定め、議長は使途の透明性の確保に努めること

とされています。

本市議会では、政務活動費の取り扱いについて、これまでも使途の適正化と透明性の確保に努めてきたところですが、全国的にも政務活動費の不適切な使用が次々と発覚し報道されていること等も踏まえ、これまで以上に支出の必要性、合理性、相当性を適切なものとするため、本手引きを改訂することとしたものです。

また、改訂に当たっては、議会基本条例特別委員会において検討を行い、議員全員協議会での協議を踏まえ赤磐市議会の総意として作成されたものであります。

議員各位におかれましては手引きの内容を正しく理解していただき、適正な運用に努め、政務活動の本旨である調査研究等を通じて、市政の発展と市民福祉の向上に寄与されることを切に願うものであります。

終わりに、本指針は、社会情勢の変化や判例等に応じて内容の精査を行い、適宜見直しを行ってまいります。

平成30年3月。赤磐市議会議長金谷文則。

以上です。

○委員長（下山哲司君） ありがとうございます。

ただいま事務局によって読み上げていただきました。内容について、もし修正したところが、こうしたほうがいいのかというところがありましたら御意見をいただければと。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 確認ですが、上の4行のところの最後の4行目の頭です、経費の範囲について条例で定め、こういう条例ありましたっけ。これは……。

○副議長（佐々木雄司君） 条例で示されとるな。

○委員（原田素代君） 手引きでしょ。

○副議長（佐々木雄司君） どこ、何番目。

○委員（原田素代君） 一番上の4行の中の一番下。条例で定めというのがあるでしょ。条例は一切出てきてないですよ。

○委員（佐藤 武君） 使途基準のことかなと。

○委員（原田素代君） 使途基準というのは条例とは言わないでしょ。

○委員長（下山哲司君） 条例、使途基準。

○議会事務局主査（日下治樹君） ごめんなさい、マイク、これ。

○委員長（下山哲司君） はい、マイク。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 条例の中に使途基準というのが枠で載っているとありますが、違いましたかね。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） そうであれば、条例がこれについてないと。この文章の中に条例がついていて、使途基準だとか細かい運用規定とかがないと。何条例になるんですか、もともとのものは。私今まで自覚してなかったけど。

はい、以上です。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） これ誰に向かっての言葉なんですか。下のところの議員各位におかれましてはというところは、我々議員に対してこうあってくださいねというようなことを言われてるんだと思いますけども、上のところというのはこれ誰に向けての言葉なんですか、我々議会議員に向けてのものなんでしょうか、それとも市民、納税者に向かってのものなんでしょうか。どう考えるんですかね。何かいきなりこんなものをぼこっと出されて、議長の名前で。言い間違えとかそういう言葉が何か違やあしませんかというても、そもそも何ですかみたいな話です、これは。すごく気持ちが先走って何か前に出てこれとるのはようわかるんですけど、何なんですかね。何かびっくりしますよ。これ誰に宛てての言葉なんでしょう。誰に対してこういうことを言いたいんでしょう、議長は。議長が出してきてるんですよ、これ。

○委員長（下山哲司君） 議員各位という、外へ向けてじゃなしにこれは議員が通常使う手引きですので、市民に向けてというものじゃないんで、そういうに理解、私はしてますが。

○副委員長（治徳義明君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） ちょっと確認なんですけど、この文章の中に議員全員協議会という言葉を使ってるんですけども、同じ文章の中で議会全員協議会となってる、どっちが正しいのかというのが1点と。最初の政務活動費は議員の調査研究、その他の活動に資することを目的と、これは間違いなかったですかね。その他という言葉でええんですかね。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 名称が変わりましたでしょ。

○副委員長（治徳義明君） それで、その他を入れとるわけか。

○委員（原田素代君） うん、そう。活動何とか費になった時点でその他が入ったでしょ。要するに、枠が広がった。

○副委員長（治徳義明君） その他が、枠が広がって、それで。その議員全員協議会のやつはどうなるんですか。4ページには、議会全員協議会となってるんですけど。

○委員長（下山哲司君） 通常言葉は議会全員協議会です。

○副委員長（治徳義明君） これ、ほんなら間違い。

○委員長（下山哲司君） 議員が間違いじゃと思うんです。よろしいですか、間違いで。私もそういうふう間違いとるかな。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） いや、だからさっきの話で、これは我々に向かったの話なんですか、改訂に当たって。

○委員長（下山哲司君） そうですね。手引きですから議員が使うものですから、外へ向けてではなしに、外へ向けても意味は幾らかあります。こういうことやりようということですから。公開の原則ですからありますけど、発信するためのものじゃありません。議員がやる上の手引きですから。私はそういうふうには認識してますが。ですから、今の相撲界じゃないですけど、議員の戒めという。

はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） ということになれば、下から3段目の行、また改訂に当たってはというようなところは、こんなものは皆さん承知のことですから書かなくてもいいんじゃないかなと、差っ引いてもわかってることですから。手続を経てこれが、必要ないですよ。何かこの文章見ても、上から下まで見て僕はむかつくというか、何だろうなと思うんですけど。何なの、これ。

○委員（原田素代君） 共感する。

○議会事務局主査（日下治樹君） ちょっといいですか。

○副議長（佐々木雄司君） ううんと思うんですよ、何なん、これ。

○委員長（下山哲司君） はい、事務局。

○議会事務局主査（日下治樹君） 済みません。文章に関しては、事務局で……。

○副議長（佐々木雄司君） つくったん。

○議会事務局主査（日下治樹君） ベースをつくって……。ちょっときょう、済みません、局長おられなくて。議長さんも時間がなかったの、見るだけは見られてるんですが、細かく詰めることができていないので、申しわけありません。だから、内容についてはまだ全然変更というか、また作成するんですが、こういう感じのものを掲載してもいいかどうかということをお聞きしたいと思ひまして、済みません。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 私の質問はどうなるんですか。条例は何条例なんですか、名称は。

○委員長（下山哲司君） だから、経費についての条例というてこう出たら、この後へ括弧つけて何々の条例の何々とかこういうのつけたらいいと思うんですが、どうですか。

○委員（原田素代君） 条例があった。あ、交付に関する条例ですね。それは交付だけですよ。

○副議長（佐々木雄司君） じゃあ、交付に関する条例で、経費の範囲については条例で定ま

ってない。交付に関することは決まっとるけども。

○委員（原田素代君） 経費の範囲と。

○委員長（下山哲司君） ん、金額が36万円と決まったその交付する交付要綱の中に、交付要綱というのが条例じゃから。

○委員（原田素代君） 交付の条例……。

○副議長（佐々木雄司君） 経費の範囲という。経費の範囲はこれじゃから。

○委員長（下山哲司君） うん。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 交付に関する条例だから、これ市長が了解してますと、議会の皆さんに交付しますよという条例ですよ。

○委員長（下山哲司君） そうそう。

○委員（原田素代君） だけど、ここでは経費の範囲について条例で定めですよ。だから、違うんですよ、これは条例じゃないから。

○委員長（下山哲司君） ああ、じゃから……。

○委員（原田素代君） だから、条例っていう言い方はしないほうがいい。

○委員長（下山哲司君） じゃから、市側は36万円を使ってくださいと。

○委員（原田素代君） そう。

○委員長（下山哲司君） それで、中身については……。

○委員（原田素代君） いやいやいや、中身についてはじゃなく……。

○委員長（下山哲司君） ついては、向こうがああじゃこうじゃというあれは……。

○委員（原田素代君） ない、書いてない。ない。

○委員長（下山哲司君） 本来はないんじゃ、その使途基準というものは。

○委員（原田素代君） ないんです。そうです。

○委員長（下山哲司君） 最近その基準がないから岡山市でもこの本のもあったし、いろいろ、そういうのがないからそういうことができるんで。じゃから、ある程度のあれをしましよというのが最近全国で進んでいきょうの話なん。じゃから、うちもそういうことでやりょうんで。

○委員（原田素代君） いや、そうじゃないです。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 私は言葉にこだわっているんです。

○委員長（下山哲司君） ああ、文章にね。

○委員（原田素代君） そうそう、だから充てることのできる経費の範囲について条例で定めなくて、この関する手引きで定めなんですよ。だから、条例はあくまで市長が議会に対する

政務活動費を支出しますという交付条例だけで、それ以外の条例はないんですよ。ここで、だからこういうものが必要なんですけど、今委員長がおっしゃったように細則が。ここでこの文言としては経費の範囲について条例で定めて言っちゃうと、これ以外にまた条例が要ることになっちゃうんですよ。だから、条例という言葉は適切ではないのではないかということになりますよね。

○委員長（下山哲司君） 使途基準というのをつけりゃええんじゃない、ほんなら。

○委員（原田素代君） え、いやいや、だからこの……。

○委員長（下山哲司君） 手引きじゃから使途基準。

○委員（原田素代君） これが、うん、手引きですから、これで定めとなるわけで。

○委員長（下山哲司君） ええ、そうそう。

○副議長（佐々木雄司君） 手引きで定め。

○委員長（下山哲司君） うん。じゃから、もうこの手引きというのが使途基準じゃから。

○委員（原田素代君） それはそうです。うん、だから条例という言葉を使うと。

○委員長（下山哲司君） 条例というのを変えればええんな。

○委員（原田素代君） そうそう。

○委員長（下山哲司君） 条例というのを。

○委員（原田素代君） そうそう。

○委員長（下山哲司君） うん。じゃから、ええ文章を考えましょう。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 差し戻しなんじゃろうなと思うんですけど、今度ほんならこの条例をこの手引きで定めとなったら、この後の議長は使途の透明性の確保に努めることとされていますというところが結びつかないんですよ。この議長は使途の透明性の確保に努めることとされているというのは、これ何でしたっけ、これこそ条例じゃなかったでしたっけ。何でした、これ何か見たことあるな、何じゃったけ。

○委員長（下山哲司君） 議長はというのは個人じゃなしに、全部一応みんな使うた明細は議長に報告するようになってるが、ルールとして。じゃあから、そういう意味じゃというふうには思うんですけど。

○副議長（佐々木雄司君） だから、という話になると経費の範囲については手引きで定めていますでしょ。ここで切らないと。定め、で議長はって続いたら手引きの中に議長も使途の透明性を確保することが定められているかの文言がどっか書かれているということになりますよ、ね、そうでしょ。

○委員長（下山哲司君） じゃから、内容としては……。

○副議長（佐々木雄司君） だから、ないんで……。

○委員長（下山哲司君） 議員が使用したものについては議長に報告するところなつて、ですから議長はその報告されたものが適正か適正でないかというのを判断せえということにはなつとんじやろうけどなかなか指摘できんですからね。

○副議長（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） いや、そういうことを御指摘申し上げているわけじゃなくて、書きぶりの話として、この手引きで定めということで、で後議長はと続いていくと、この手引きの中に議長の透明確保に努めることが、努力が書かれていなきやいけないのに書かれてない。実は、委員長がおっしゃられるように、議長のそういった努力、透明性の確保に努めるというその努力の部分というは多分条例のほうで書かれてたんか何かのものに書かれていたんで、手引きとは切り離してこれ書かななきやいけない、1回区切らなきやいけない、書きぶりとしては。

○委員長（下山哲司君） その辺はちょっともう一遍今佐々木委員の意見を踏まえた文章に修正し直すとして、次がいつじゃったかな。

○議会事務局主査（日下治樹君） まだ決まってない。

○委員長（下山哲司君） 決まってないな、後で決めるんじやな。きょうはいろいろ御意見も伺う日ということになつとんで、これが済んだらもうきょうの政務活動費のは終わりなんですけど……。

○副議長（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） そもそもこの手引きにこの改訂に当たってというようなものを議長の名前で書かななきやいけないんですか。これ別に紙を出してもらって議員各位という形で御注意申し上げますよというような形で、こんなもんつくりましたからと、改訂版をということで投げかけていただくという方法もあるんじゃないんですか。僕はむしろそっちのほうが、何かこの改訂に当たって。改訂に当たって別に手柄だとか手柄じゃないとかというつもりはありませんけど、何か俺は改革派で政務活動費に関する手引きの改革を、改訂を俺はやったんだみたいな、物すごいアピールみたいなものがばあんと来るんですよ。別にそれは、そういうことをやりたいんだつたらそれはやっていただいたらいいですけど、でも僕はむしろ、いや、そうじゃないんだらうなというふうに思えば、議長の気持ちを酌んでこれは別に改訂しましたからね、議員の皆さん、ということで別紙つけていただいて、御注意願いますねというような感じでしていただいたほうがいいんじゃないかなと思いますけど。

○委員長（下山哲司君） 今、佐々木委員が言われたように、この議長名を外しても別に問題ないと思うんですよ。これをやることに対しては、基本条例の委員会で皆さんが協議したことなんで。基本条例といえども議長の下にあるということは前にも述べたと思いますけど、名前

を使う使わんというのは別に皆さんが使わずにやってくれということになれば、それで私は結構だと思うんですけど。ここで皆さんがそういう考えならば、そういうふうに議長に申し上げて。

○副委員長（治徳義明君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい。

○副委員長（治徳義明君） ちょっと議長が、議長がというような形があるので、今佐々木さん言われるようにアピールみたいな感じなんでしょうけども、僕は要は政務活動費に関する手引きの改訂版に当たってというのは、これが何年か後にまた改訂をしていく上でこの背景をきちっと載せとくというのは意義があるんじゃないかなと思う、ただ今言うた何がどうなるんかというた、私がしましたみたいな文章になりかけとるから。

○委員（原田素代君） 一度も会議に出てきてもない人がね。汗かかない人がね。

○副委員長（治徳義明君） うん。じゃあけど、手引きに改訂に対する背景とかそういうもん載せておくということは意義があるんじゃないかなと思う、何年かたったときにもう忘れてしまう。

○委員（原田素代君） もとはどうでした。

○副委員長（治徳義明君） 前はないな。

○委員長（下山哲司君） もとはないんです。前がないから。

○委員（原田素代君） もう総則から始まっています。

○委員長（下山哲司君） うん、そうそう。

○議会事務局主査（日下治樹君） 休憩を。

○委員長（下山哲司君） はいじゃあ、ちょっとここで休憩しますので。

午前10時53分 休憩

午前10時56分 再開

○委員長（下山哲司君） 再開します。

この件につきましては次回の委員会に修正したものを見ていただいて。ということでよろしくをお願いします。一応このものは載せるということでよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それではその他ですね。今後基本条例の委員会をどのようにやっていくのかという御意見だったと思います。でまあ毎月開いてもいいということで御意見はあったと思うんで、毎月開いていただいたら結構だと思うんです。内容について今後このような活動をしていくという、100パーセントこれができるとは限りませんが努力することに価値があるんでご意見をいただけたらと思いますんで、よろしくをお願いします。

原田委員。

○委員（原田素代君） なぜかいつも振り出しから入るんですが、もう何度もこの間は佐々木

委員が、それで私はその前に書面で委員長に議会基本条例の委員会としての使命がこれをしてほしいということを出してきてるので、もう今までの蓄積がちゃんと生かせるような委員会をしてほしいんですが、改めてこの間……。

○委員長（下山哲司君） はい、一言いいですか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） 今までは内容を議案をもって協議していただいたんで、それが終わった後に御意見をいただいてということにしとったと思うんで、そのように御理解いただきたいと思います。今までの議事録として正規にしてませんので、その他ではやってませんので、次に政務活動費のほうが終わったら新たにということをお願いしとったと思いますので、新たにそういう気持ちでよろしゅうお願いいたします。

原田委員。

○委員（原田素代君） 幾つもあります。どれから先に進めるのがいいのかというのは悩ましいところですが、皆さんお持ちなんですか、前回佐々木委員が書面にしてくれたの。持ってないでしょ。

○委員長（下山哲司君） いや、持って出ようと思うて忘れてきたんよ、それを、ファイルへ挟んで。

○委員（原田素代君） 最低これをちょっと……。

○委員（実盛祥五君） じゃから、ちょっと休憩してもらやあええ。みんな持っとらん。

○委員長（下山哲司君） なら、ちょっと焼いてもらおうか。

○委員（原田素代君） うん。せっかく……。

○委員長（下山哲司君） 暫時休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時1分 再開

○委員長（下山哲司君） 会議を再開いたします。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 文面をいじるという発言もあるようです、お気持ちもあるようですけど、ちょっととりあえずやらねばならないことを佐々木委員が前回のときにピックアップしてきます。それで、その下に手書きが、8条、5条、14条、この辺のことは私がずっと言ってきたことで、どれからやればいいのかというのには皆さんの問題意識とすり合わせたらいいなと思います。簡単に言います。

2ページの8条、これは私は一般質問でこの4年間、8年間、言い続けてきたんですけど、議会審議における論点情報の形成とあって、これは執行部に求めていることです。

○副議長（佐々木雄司君） 何条。

○委員（原田素代君） 8条です。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員（原田素代君） 2ページにならないのかな、3ページになるのかな。1枚めくっていただいて8条ですけど、これ8項目についてきちんと説明をしなければならないということに明らかにするように求めるとですね。これを求めてきたんです、私、一般質問で。だけど、この8項目にわたって回答があった試しがない。これがなぜこういう基本条例に出てきたかというのは、究極に言えばその論点情報の形成、要するに審議のレベルアップなんですけど、そういうこと以上に市長が議会に対する説明責任に対する誠意とか誠実さがやっぱりないんですよ。それプラス論点整理として必要だろうというふうに一般的に、客観的にどこの議会でも認識されているこの8項目が語れないわけですよ、何年か言ってきて。このことについては、議員も理解をしたほうがいいし、こういう8項目をきちっと新しい事業については求めていくというのが議員の側としてもスタンスとして必要だ。それで、それに対して答えを求めて答えさせるってことも、これはもう議長のレベルで必要なわけですよ、基本条例に基づいて従ってください。この8条のことを私はずっと言ってますので、このことについて皆さんがどう思われるか。

ちょっと順番逆ですけど、5条のほうは……。

○副議長（佐々木雄司君） とりあえず8条からやらないと。

○委員（原田素代君） ちょっと待って。私が8、5、14言ってる意味を簡単に触れさせてください。

この5条っていうのは、新しい改革、この間視察に行ったような形でインターネットのことも、今回予算が幾らか上がりましたが、ここもきちっと一つずつチェックをしましょうということ。

14条というのは、また次のページの、これなぜ14条書いたんだろう、あ、弁護士、そうそう、14条は弁護士を入れたほうがいいよねという話になった、これは私というよりもたしか佐々木委員の発議だと思いますけど。やっぱり事務局スタッフの中に弁護士の資格を持つような、司法書士とか行政書士とかそういう資格を持ったような人がいてくれると、事態は非常に進みますねということでした。

最後に、ここ書いてありませんけど、一番上の26条、最高規範性、これ皆さんによく理解していただきたい、特にいつも委員長と私ここぶつかってしまうのですが、この26条をよく読んでいただきたいと思うんですね。「この条例は、議会運営における最高規範であって、議会はこの条例に違反する議会の条例、規則、規定等を制定してはならない。議会は、この条例を適用する場合においては、日本国憲法、法律その他の法令等に照らし厳格に運用しなければならない。議会は、この条例の理念を共有する為、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例の研修を行うものとする。」、ここ物すごく肝なんです。この基本条例とは何ぞやと

理解していただく上での肝。私はずっと言ってきましたけども、議長にさえ相手にされなかった。だけど、議長も含めてこの議会基本条例のもとにあるんですよ。だから、その異常性っていうのはすごく私は違和感を感じていました。

ということで、もう山ほどあるのでどこからかって言われると取りとめもないので、皆さんの問題意識と合うところから始めたらいいと思うんですけど、一応私のほうの提議は以上です。

○委員長（下山哲司君） それに対しての私の意見言ってもよろしいですか。

○委員（原田素代君） それの議論するんですか。もっとほかの……。

○委員長（下山哲司君） いや、今ちょっと、というのが、議会といえども基本条例のもとにあるというのは、それはちょっと修正していただきたいと思ってそれで言よんで。というのが、基本条例のない議会はまたたくさんあるんですよ。じゃから、議会というのがあるから基本条例ができるんで、基本条例のもとに議会があるんじゃというその言葉だけはちょっと修正してください。

はい。

○委員（原田素代君） 委員長、これの文言を読んでください、26条を。

○委員長（下山哲司君） いやいや、その意味を、それだけはちょっと違和感を感じるんで、そこだけ……。

○委員（原田素代君） そうじゃなくて、基本条例がない議会は当然あります。だけど、基本条例がある議会はこうなんです。26条に対して……。

○委員長（下山哲司君） じゃあから、僕が言よんのはそういう意味じゃなしに、議会より基本条例のほうがあるような言い方をされようからそれだけは修正してくださいというて言よん。

○委員（原田素代君） いえ、そういう意味じゃないんです。

○委員長（下山哲司君） そうじゃないんで、じゃからなくても議会は成り立つんですから。じゃけど、成り立つんじゃけど、あったほうが議会としてようなるからしょうるというものなんで。

○委員（原田素代君） 最高規範という言葉の意味を理解していただきたいんです。あるからいいだろうでは、つくったほうがいいだろうじゃないんです。

○委員長（下山哲司君） いやいや、1つだけ勘違いせんように。この議会があつてこの基本条例をつくろうというて議員がやりようるわけですから、岡崎君に先般の続きをお聞きしたら、まだ完成しとるものではないんで皆さんでその後は協議してくださいとこう言う。私でも協力できることがあつたら個人的にはさせてもらいますとこういう意見だったんで。これが完成しとるように言われたら、私はもう委員長ようやらんでな。

はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 完成しとるか完成してないかというのは、平成25年2月28日に改正までして条例第21号という形になってるんで、これはもう中身が伴っていろいろが完成しているんですね。26条というところに最高規範性の考え方というものが書かれています。議員はこれに従うべしと、議会はこれに従うべしと書かれているんで、これがもし問題だということで26条削除の議論につなげていかなきゃいけないっちゃうことになるわけです。だから、条例としても施行されている以上、市役所に対して法律を守れとか、運用規則を守れという形に我々は議会の壇上で市役所に対して申し上げるわけですが、その我々が条例に定まっているものについて余り意識を持たないというのもちょっと整合性とれないかなというふうには私は思ったりします。ですんで、これも議論の一つなんだと思うんです。先ほど休憩中に私はこの前文の部分、ちょっと内容がどうなのかなと思うようなところもあるので今後議論をさせていただきたいなというふうなお話もさせていただいたところですが、この附則も含めてこんだけの文言といいますか、書かれていることがあるわけですから、もう1回原点に立ち返って、これはちょっと必要ないねというところとか、書き過ぎだねというようなものがあるのであれば、そこら辺の削除も含めて、加筆も含めて、逆に、議論していったらいいんじゃないかなと思いますけど。ただ、今我々がやろうとしているのは、この今ある現行の附則を含めた27条までのこの中で、議会の運営上生かしていくためにはどうしていけばいいですかというところの議論をやりましょうという、そのための題材出しましょうっていう話ですから。どちらを先に進めるのかというところは委員長のほうで裁量していただいたらいいんじゃないかなと思いますけども。私はちょっと今のこの原田さんの議論を聞いておましてそんなぐあいに感じました。

○委員長（下山哲司君） 私が完成されとらんというのは、運用指針が全くできてない、題目だけができとるだけじゃというふうに理解しとんです、私は。これをいただいただけですから。じゃから、これをいただく前にどういうことでこういう文章になったんかというのは、僕は表現が悪いですけど、よその先進的などこのをとって、いいとこをそのまま使うたんかなと。それにしては時間がかかるとるんだからどういうことでこういうふうにしたんか、どういう運用をしようかというのがあったんかなと思うとんですけど。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 岡崎議員が完成していないというふうにおっしゃったからそう聞いてますというのは、岡崎さんに確認すればいいんですけど、彼の中では形はつくったけどまだ運用がされてない、それが完成されてないということですから、この条例の一字一句が完成されてないのではないのです、先ほど佐々木委員が……。

○委員長（下山哲司君） 私もそう思ってますよ。

○委員（原田素代君） ですから、中身をこれから一つ一つの事案について具体化していきま

しょう。例えば、政治倫理規程がないから、じゃあ倫理規程を入れていきましょうとかそういう問題ですね。今、下山さんおっしゃったけど、運用指針がない、これ運用指針ずばりです、読んでください。何々をして求めます、何々をしなければなりません。これ自身運用指針なんか要りません。一つ一つの条文を読んでくだされば、何で26条にこれほど細かく書いてあるか、「選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例の研修を行うものとする。」、これ以上何の指針が要りますか。ですから、結局これ条例の中身が何も実現されていないで棚上げされているという意味で岡崎さんはそうおっしゃったのかもしれないけど、私は聞いてないから。ただ、この条例自身が未完成であるということは全くない。だから、この条例の条文を実現しましょうということですよ。

○委員長（下山哲司君） いやいや、じゃからこれだけの紙だけではどういう運用できるか、できんでしょ、運用が。実際できてないんじゃないん。

○委員（原田素代君） どこを見たんですか、委員長。

○委員長（下山哲司君） 僕の言よんのは、じゃからどういうふうな運用の仕方をするかという協議をこれから皆さんがせえ言われるんじやと、そういうに思うとったんです。この文章がどうじゃこうじゃというて、これはつくってもうできとるもんじやからそりゃあ当たり前話なんです。そうじゃなしに、これをするのに……。

○委員（原田素代君） 当たり前話でないから問題なんですよ。

○委員長（下山哲司君） じゃから、例え話をすれば市長が説明責任が足らん言うんだったら、全員協議会へ来て説明しなさいという申し入れをすればええんじや。いっつもこっつも議会開く必要ないんじやから。そのために全員協議会というものの使い方が下手なんで、言うちゃあ悪いけど私……。

○委員（原田素代君） 話がずれてます。

○委員長（下山哲司君） いや、例え話をしょんですよ、例えよん。

○委員（原田素代君） その前に戻してください。

○委員長（下山哲司君） じゃから、そういう運用をどういうふうにするかという細部をやるんかと思うんですけど、言ようられる意味がようわからんのです。

○委員（原田素代君） そうですね。かみ合いません。

○委員長（下山哲司君） いや、言ようられる意味がわからん。せえせえ言うてどうやってするんですかという。

○委員（原田素代君） 書いてある……。

○委員長（下山哲司君） 議長の責任じゃあせんのじやという話じゃだめですよ言うん、議員は平等ですから。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） もう私も委員長のおっしゃられるの非常によくわかります。ここに書いてあってこれ守らなきゃいけないんだから、一人一人が理解しろっていうのはそりや当然のことなんけども、そのところを全面に出してきてできてないじゃないかということ、それをやろうというような話よりは、できていない現状は何からできていないのかというところをしっかりと掘り下げて、その中で先ほど言いました運用基準というようなものが指針を含めて備わっていないわけですから、じゃあこういったようなものが備わっていないので備える準備に入りましょうとかというような進め方をぜひこの委員会のほうで進めていっていただけたらいいんじゃないかなと思います。

私が今聞いているお話の中でも、常任委員会のほうでもいろいろ運営に関して苦労されているという話も聞いておりますし、特別委員会のほうでも御苦労されていらっしゃるようなお話も聞いていますので、そういったようなところを吸い上げてこちらの場でお話できるようにしていただけたら効果的で前向きなお話進むんじゃないかなと思いますけども、改革が。

○委員長（下山哲司君） 今、佐々木委員が言われたのは、私が今後進めていく中でそういうことを皆さんと協議してやるんだなというふうに思うとったんです。ですが、できんできんという話をせられたんじゃ1個もできんので。先ほどの例え話じゃないですけど、市長が説明責任が足らんと、説明責任を果たしてもらうのにどうするかという、どういう方法をとったらいいかというような協議がここでできるんだというふうに私は認識しとったんですけど、そういう考え方で違いますか。

○副議長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） その8条の部分については、私1つアイデアがありまして、この間皆さんにもお示しをしたんですが、例えば瀬戸内市さんを例に出させていただきましたら、市の条例規則というのがあります、市の。瀬戸内市基本条例というのがありまして、その中には議会に対してしっかりと説明するという文言が含まれているんです。それがもとになってきて、議会のほうには向き合わなきゃいけないというような、どなたが市長になろうともそれはもう条例ですから守っていかなきゃいけないというような運営をされていらっしゃるようですけども。我々もこの8条というものがこんだけのものを書いていても、これを市長のほうにぽんと投げかけても、僕は頑張ってます、努力をしていますっていうふうに言われると…。

○委員長（下山哲司君） 終わりです。

○副議長（佐々木雄司君） もうそれ以上の効力を発揮できないんですね。ですから、我々としてはこの8条を市長のほうに守っていただくために、市の基本条例みたいなものを定めてその中に議会の項目をつくってもらって、その議会に対してどういったぐあいに向き合っていくのかということをも文化してほしいというのを、この8条の対の運用の話として求めていくと

いうのも一つの手かもしれないです。そうすれば、今度議会の中で我々に対して向き合う向き合わないというより、市民に対して市長みずからが条例を守るのか守らないのかという話になれば、これ市民有志の方々の監査請求の対象にもなってきて議会だけの話じゃおさまらないんですよね。だから、そういったうまいぐあいにこの条例を適用していくというのも、議会改革が市政に影響を及ぼす最大限のメリットにつながっていくのではないかなというふうに、私自身はこの8条を見て思ったりもするんですけども。まあ、一案でございますから、いろいろな御意見もあろうかと思しますので、よりよい議論の展開につながればというふうに思いますけど。

○委員（光成良充君） 順番に。

○委員長（下山哲司君） とりあえず始まりじゃから順番に……。

○委員（光成良充君） はい。

○委員長（下山哲司君） どういうふうに気持ちだけ。

○委員（光成良充君） 今、原田委員とか佐々木委員からこの提言されてますよね、8条、5条、14条。私も提言はしたい条項がございます。それをどのように進められるのか、委員長は。だから、今回は8条について皆さんで話をしてこういうふうに進めていきたいと思います。次回は5条でやりますよ。5条についてこういうふうに進めるんで皆さんで検討して話を進めていきたいと思いますというやり方をされるのか、そのやり方がちょっと私はわからないので、どう言えばいいのかなと。だから、ここでもう手を挙げて……。

○委員長（下山哲司君） じゃから、こういう扱いをせえ言うてくださったらいいんです。

○委員（佐藤 武君） 扱いをせえというて。

○委員長（下山哲司君） 例えて言えば、議員の倫理に関しては倫理規程をつくりなさいと、こういうように言うていただいたら、そういう方向で協議すればいいんで。

○委員（光成良充君） それはわかるんですよ。

○委員長（下山哲司君） はい。

○委員（光成良充君） ほんなら皆さんの中で、この条文について検討したいことがございますというのは多分皆さんの中にあるんだろうと思うんですよ。それを皆さんで出し合った中で委員長のほうで今回はこれをやりますっていう話を決めてもらえれば話はできていくんだろうと思うんですけど、てんでに何条、何条言ったら話が進んでいかないんで、その辺ちょっと決めていただければありがたいかなと。

○委員長（下山哲司君） それじゃあ、私の思いを言っているんですか、先に言うようになるけど、みんなに聞かず。

私は前にこの委員会におらなんで参加をしてなかったもんですから、できたものはもうこれで文章的にはいいと思うんです、この基本条例としては。じゃけど、生きるか生きんかは運用の仕方なんですよ。じゃから、僕は大体行動派じゃからここだけで活動しようるわけじゃなし

に、もういろんな方面で活動しようから、活動するのは時間もいとわんし負担もいとわんつもりでやってきとる、この年まで。ですから、それを誇らしげに言うてするんじゃないんですけど、それが僕の議員活動だと思つてずっとやってきとるから。そういう考え方でこの条例を見れば1条例ずつどういう運用をするかという運用指針を後につくったほうがいいというふうに私は思うんです。じゃから、それが明文化するもんなんか、それとも申し合わせでこういうふうにするんじやというのでとどめるんか、その辺は皆さんが協議、この選ばれた基本条例の委員さんですから、基本条例をどういうふうに生かすかというのが考え方の基本じゃないかと。それじゃから、1条ずつやっていただいて、これはこのくらいでいいというふうにするんだったら、今は8、5、14と言われておりますけど、1から順番に全部精査していつてどういう用法をとったり、どういうあれをするかというのをつくったらいいと思いますけど、どんなですか。時間はかかると思いますけど。

つくった以上はそれをしてなかったらただの文章で終わってしまうんじゃないですか。

じゃから、最初から言うとするように必ず弁当はとりますから言うとりますので、時間は、その日の予定は10時から5時までは予定と思っております。ですから、皆さんがやるという方向で私はまとめをさせていただきたいというふうに思いますので。

一応、じゃからそういうことを踏まえていただいて意見を……。

佐藤委員。

○委員（原田素代君） いや光成さんまだ。

○委員長（下山哲司君） 今、じゃから一応聞いとるから。

○委員（光成良充君） ああいいです。答えをもらいましたから。

○委員長（下山哲司君） はい。

○委員（原田素代君） こっちからまた。

○委員（佐藤 武君） はい、じゃあ委員長。

○委員長（下山哲司君） はい。

○委員（佐藤 武君） とりあえずこの基本条例は先輩議員さんが協議を十分重ねてこれでいだろうということで、議員提案で可決成立をしてるということで、可決成立した時点でもうまだまだ不備な部分があると思われる議員もいるだろうし、これでオーケーだという議員もいたと思うんですよ。その中で、それぞれ議員によってはこの部分が十分でないという思いを持たれてる方がいろいろ問題提起をされていらっしゃるという理解でいいかなと思うんですけれども、だからこの1条から、もっと前文から協議するということでいくのであれば、本当にもうなかなか大変な業務になると思うんですけれども、これでいいと思ってる議員もいるのも事実だろうし。ですから、基本的にはもうこの基本条例の委員の中から問題提起をしていただいて、その部分について皆さんの意見を集約する中で変えられるものは変えていけばいいし、全てを一から洗い直すというか、協議をするということはないと私は思うんですけれども。

○副委員長（治徳義明君） はい。いいですか、向こうから。

○委員長（下山哲司君） 原田委員。

○委員（原田素代君） もういいです。

○委員長（下山哲司君） いいですか。

はい、実盛委員。

○委員（実盛祥五君） 全部を検討するんじゃないしに、重要なところだけ検討したほうがいいと思うよ。

○副委員長（治徳義明君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 先般全国議長会に行かせてもらったときにこの議会条例、基本条例10年ということで議題で議論をされてまして、最後にどなたか知りませんが市議会議員さんが基本条例は必要なんですかみたいな御質問もされてましたけど、結局必要にない条例だったらつくる必要ないじゃないですかみたいな話をされてましたけども、専門家でもちょっと意見は二分してました。専門家でも二分されてましたけど、成果があるのでその中でどなたかが提案していただいたんですけど、この検証のやつを項目できちっとやっていったほうが僕はいいと思います。下山さんのお考えとほぼ一緒なんですけど、ただ平成24年にできて3年ほどたって恐らく相当現実的なずれも出てきてるのでそういうのも含めて検証していったほうがいいんじゃないかなとは僕は個人的に思います。時間かかってもそうすべきだろうと思います。誰がしてくれたんですかね、これ。

○委員（原田素代君） あ、あの。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） ここにあるように、地方分権に対して国が一括して今まで国のいろんな出先機関の事務を自治体が受けてた、それを一切やめて地方自治を独立して尊重しますというのが2000年にあったわけです。そのときに、さまざまな議会に対する不信感が高かった、住民は。議員の報酬を下げろ、議員をもっと減らせ、議員なんて役割がないんじゃないか。そういう怒濤の中で、一方で国からの責任を持たされ、一方で国民の中で議会に対する不要論が出て、そういう中で議会が改革しなければいけないんじゃないか。結局議会がないってことは執行部が独壇場ですからね。はっきり言えば、市民の声がちゃんと規制がかからない、検証がかからない、だから議会が大事なんだというのが地方分権でうたわれていて、その地方自治が危機に瀕したときに議会自身が変わろうと、市民の前に目に見える議会であろうし、市民の声がしっかりと反映される議会であらねばならないというのが出てきたのが議会基本条例なんですよ、経緯からいうと。だから、とても大事な決まり事であって、議会が議会としてあるべき基盤というか、これがなければ議会として市民からきちっと評価されるすべを持ってないではないかっていう議論からあったんです。だから、それが10年して基本条例という認識自身が、私

は基本条例が劣化したのではなくて認識が劣化してきたなと思うんです。今の何人かの、一部の方からは改正を前提とするような発言もあって、これはもう全然次元の違う議論だと私は思っているわけ。そもそも3年間ほっといたこと自身に議会として26条から見ればですよ、運用してきてないわけですから。それをちゃんと申しわけなかったと、市民に、せつかく基本条例で襟を正して議会は皆さんのためにあると言って声を上げたのに3年間そのための仕事が十分にはできてない。一部できたけど十分にはできてない、だからこれから1つずつやれることを進めていきたいと思います。そういうスタートを切っていただきたいというのが私の願いです。だから、この基本条例ができたころ、私たちは12年ですけども平成の七、八年から早い人がやっていますが、そういうところがどういう経緯でできてきたかっていうことをここで学ぶっていうことがこの26条の一般選挙を経た任期開始後速やかに研修を行わなければこの条例の意味が共有できないってということなんです、きわめつけは。だから、私は一刻も早くこの条例のさっき言った歴史的経緯の中で条例ができたことと条例の持つ意味と、議員としてのそこに対するアプローチの仕方ということを学ぶべきだと思っています。それがきっと下山委員長の言うように経緯がわからない、その温度差なんだろうと思うんです。だけど、ここにはきちっと書いてあるんです、研修しなさいと。だから、私は一刻も早く全議員が研修してそこからのスタートを切らないと、こういうあっち向いたりこっち向いたりする議論になるだろうというふうに思っているのです。そこを私は最初にやっていただきたいと思います。

○委員長（下山哲司君）　ちょっと1つ……。

あ、どうぞ、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君）　私もちょっと1件言わせていただきたいんですが、前文の中でもう書き始めの部分なんです、平成12年4月に施行された地方分権一括法、この地方分権一括法に地方議会の権限が強化されるような文言の内容というのなかったように思うんですね。

○委員（原田素代君）　機関の委任事務がなくなったんです。

○副議長（佐々木雄司君）　ええ、それは市役所に対しての話であって、市役所の権限が強化すると。要するに、地方分権を進めていく中で市役所の権限が重くなりますよねと。議会のほうは、ここもし書くならば、そういう現状に合わせて議会今までの議会じゃだめですよと。議会のほうも権限を強化して何をするのか明確にしなければわかりづらくなりますよねと。また、間接的民主主義っていいまして憲法にも書かれていますけども、選挙で選んだ人たちを通じて住民は政治参加するんだということになれば、自分たちが選んだ議会の議員たちが何ぞの仕事をしてるということは住民、納税者として理解しなければいけませんよねというところで基本条例というものは出てきてるわけですよ、始まりからいいですよ。ということになりましたら、この書きぶりを書くと、地方分権一括法によって地方議会の権限が強化されると書かれると、これ間違いでしょ、書きぶりとしては。気持ちはわかりますよ。でも、法律によっては地方議会の権限は強化されてません。僕の見落としがあるん、475の立法があったと思うんで

すけども、475の立法の中にはこれ多分含まれてないですよ。僕見落としがあったらごめんなさい。

○委員（原田素代君） はい。あのちょっと……。

○委員長（下山哲司君） 1つ聞いていいですか。

この前ももろうたその年々地方自治法の冊子……。

○委員（原田素代君） この前の。

○委員長（下山哲司君） そうそうそう、この前カマグチさんにももろうた、あれで改正が出たときに改正された部分の中に地方議会の強化の部分があった。

○委員（原田素代君） ある。

○委員長（下山哲司君） あるじゃろ。じゃから、法的にはできとんじゃろな。

○委員（原田素代君） そうそう。

○委員長（下山哲司君） できとんじゃけど……。

○副議長（佐々木雄司君） できとんかな。

○委員長（下山哲司君） うん。

○副議長（佐々木雄司君） 地方議会に強化なんかあり得んけどな。

○委員（原田素代君） 1ついいですか。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員、どうぞ。

○委員（原田素代君） だから……。

○副議長（佐々木雄司君） 自治法じゃろ。

○委員（原田素代君） 自治法上の問題もそうなんだけど今おっしゃったように、要するに地方自治の責任が重くなった、これは一致するんですよね。

○副議長（佐々木雄司君） うん、いや、そのための一括法じゃから。

○委員（原田素代君） 地方自治法の責任が重いつてことは、当然両輪としての議会がその重要な仕事を任された地方自治体に対して議会は相対していくわけですから、そういう意味で議会としての責任も重くなってるわけですよ。

○副議長（佐々木雄司君） だから、そう書けばいい……。

○委員（原田素代君） だから、それが書いてあるように役割や責任はより重くなってきている……。

○副議長（佐々木雄司君） そう、だから……。

○委員（原田素代君） そういう意味です。

○副議長（佐々木雄司君） そう。

はい、委員長。

○委員長（下山哲司君） そうじゃろ。

○副議長（佐々木雄司君） だから、そこの今原田さんが言った部分は合ってるんですけど、

法律により権限が強化されてないと思うんですよね。

○委員長（下山哲司君） 法律、条例で……。

○副議長（佐々木雄司君） だから、法律によって権限が強化されているんじゃないくて、法律は地方分権の名のもとに市役所の業務というものを強化してきてるわけですよ、権限を与えて。それに向き合っていかなきゃいけないので、だから原田さん言われるようにこの条例などを設けて議会のほうとして何をすべきかというものが定まっているという書き方なんであれば、この一括法によって地方議会の権限が強化される、法によって権限が強化されるっていうのはここの一文間違いですよ。

○委員（原田素代君） それはちょっとじゃあ、文献的に調べていただいて、どうも話を聞くと言ひ回しの問題で……。

○副議長（佐々木雄司君） 言ひ回し……。

○委員（原田素代君） 趣旨は一致してるように思うので。

○副議長（佐々木雄司君） うんうん。

○委員長（下山哲司君） 一致しとると思うんじゃないけど……。

○副議長（佐々木雄司君） 書きぶりの話。

○委員長（下山哲司君） そうそう。

○委員（原田素代君） だからそれはちょっと文献で調べていただいて、適切かどうかは確認をすればいいと思います。

○副議長（佐々木雄司君） うん。

はい。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） いや、もうまさに言うように書きぶりの話で、さっきの政務活動費の中で条例なのか、あの手配なのかというところの話と同じような内容だと思います。ただ、最高規範だという感じにこの26条でうたっていると。法律その他の、厳格に運用しなければいけないというふうに書かれているにもかかわらず、この法によって権限が強化されてないにもかかわらず、法によって権限が強化されているという書きぶりがここにあるとちょっとおかしいですよっちゅうことです。

○委員（原田素代君） 意味がなかなか。

○副議長（佐々木雄司君） もう1回言う自信ない。

○委員（原田素代君） じゃあ。

○副議長（佐々木雄司君） ぱあつと言った、ぱあつと言ったから。

○委員長（下山哲司君） 原田委員が一番僕が言ようこと理解してもらう、ちょっと待ってください、もらうというのは佐々木委員との話ですれば、原田委員は理解して下さったと思う、あれを読んどられたら。じゃから、強化はされとんです、地方自治法自体が。その中に議

会の権限が強化された部分もある。

○副議長（佐々木雄司君） あったかな。

○委員長（下山哲司君） あるん、あるん。毎年変わらようから、毎年少しずつふえていきようから。そこへ一時期からというたらすげえ変わるとな。じゃから、原田委員は……。

○委員（原田素代君） 内容までは知らない……。

○委員長（下山哲司君） うん、ちょっと認識が共通したところがあるんで、原田委員が話したの通じるんじゃないけど、ほかの人は多分まだその認識がねえんじゃないと思うんで。じゃから、それは今も言うたようにそういう文章を変った部分だけここへ寄せればええわけですから、用意して皆さんがこの文章をおかしいんか、おかしゅうねんかというのを見ればいいと思うんで。それがこの基本条例の委員会で勉強して皆さんに、これはもう基本条例というのは議会基本条例じゃけん議員のみんなを戒める条例ですから、こういうふうに活動しましょう、こういうふうに悪いことはせんように守りましょう、悪いことしたら……。

○副議長（佐々木雄司君） よかった、そうゆう認識を示していただけるように委員長が。

○委員長（下山哲司君） うん、そういう考え方で私はおるんですけど。

○委員（原田素代君） 薄皮を1枚ずつ剥がすように。

○委員長（下山哲司君） うん、ですからそういうふうに、じゃからきょうはどういうテーマをやりましょう、次の委員会はそのテーマの問題点があったのを寄せてやって次は何やりましょうというふうにやっていただけたら私はそれでいいんで。皆さんから提案してもらえれば、私がこうせえあせえというもんじゃないと思うんで。みんなが同じ認識を持てるまで勉強したらいいと思うんで。この基本条例委員会開くということが、何かあつて開くばっかしが委員会じゃないんで。委員会のこのメンバーが同じ認識を持てるようにするのも委員会ですから。そういうふう理解をお願いしたいと。

はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 委員長のお考えがそういう方針で進んで、お考えがそうならば、私先ほど実盛委員がおっしゃられた必要なところをしっかりとやっていくということに賛成でして。私が聞いております範囲では差し迫って困っていらっしゃる、委員会運営の中でいらっしゃいますので、そういったようなところから優先順位をつけて答えを出していけるようにしていければなというふうに思います。

○委員長（下山哲司君） ですから、今言われたんで、この26のうちのどれから手がけようかという順番を決めていただけたらその順番で、一遍に手をかけてもできんので、1つずつ解釈していったらと思うんです。どんなですか。協議する順位をつけていただいて。ですから、8条を一番にやれ言うんなら8条を一番に。要するに、必要な部分からやればいいんで、必要のない部分はできなかつたらできなくってもそれは仕方ないと思うんで。この委員会やる以上は価値ある委員会ではなけりゃ時間費やすの無駄ですから。やっぱりそういう考え方で皆さんがお

っていただけたらと思います。ですから、何条から取りかかろうという意見でいいと思うんですよ。

○委員（光成良充君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、光成委員。

○委員（光成良充君） 現在、議会広報の委員長させていただいておるんですけども、50号、記念号を出すという提言をさせていただきましたが、いろいろな諸事情がございまして出すことができず今に至っているんですけども。この中に16条、議会広報の充実というのがございます。その条文を読んだらやっぱり「議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。」とあります。今の広報がこれに合致しているのかどうかっていう検討を今広報委員会の中でいろいろ話をしたんですけども、やはり広報も市民の皆さんに手にとっていただいて読んでもらわないことには何をしているのかわからないという考えがございまして、いろいろ内容等の検討をしたいんですが、何分広報の中で話を決めてそれを議長に提案させていただいて、議運、全協に諮っていったときに途中でなくなってしまうということがございます。となると、この基本条例の中にある16条がどうあれば私たちが改革というか広報の内容の検討をしたものがそれが生かされていくのかなということを考えてるんですが、それを皆さんの意見を聞きながら検討させていただきたいなというふうに思っております。

○委員長（下山哲司君） ただいま16条の件について協議をとという御意見だったと思うんです。

○副委員長（治徳義明君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 議会広報というのは議会改革には本当に重要な役割の一つだと思います。その中で、恐らく余り議論をされてなかった分野で、ある程度できてるので、ああこれできてるじゃない、広報紙出してるじゃないですか、それだけで議論をされてなくて、今現実的に先般委員長と私、東京の広報紙の研修に行かせてもらいましたけど、既に進んでいるところはもう広報広聴活動も広く意見をお聞きする活動が議会だよりのほうでは活用されているということで、全然うちらは進んでいないなというのが実感としてありました。その中で、総論そうなんですけど、各論として先般50号を出す程度のことですらいろいろなことがありまして。書いとる文章を見れば、広聴が足らんぐらいな感じなんですけども、実際問題として基本条例はさっき議員が守ることというのもあったんですけども、議会改革というのも大きな柱の一つなんだろうと思うので、この辺を、16条をしっかり議論をしていただいて、広報委員会が進められるような形にさせていただければありがたいなとは思っています。

以上です。

○委員長（下山哲司君） 今、光成委員から16条の件ということで、何点か案件を皆さんにお

聞きして順位をつけてやらせていただいたらと思うんで、各委員さんのほうから何条を主体的にやってくれとこういうことでどんなでしょうか。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 今聞いててふと思ったんですけど、ワーキンググループのような、もしくはP J、プロジェクトチームのようなものをそれぞれ必要な部署で立ち上げたらどうかなと。例えば、今の広報委員会だけでなかなか打ち破れない状況があるんだというジレンマがよく伝わるんですけども、16条の3を根拠にしてこれを進めるためにどう改革したらいいかという議論を広報委員会だけでなく広報が、今副委員長おっしゃったように非常に重要なツールですから、それについて関心のある議員が集まってくださいということで、任意の拡大した今の広報委員会プラスそういうことに関心のある議員さんを入れていただいて、少しそういう議論を深めていくっていうことにすると、広報委員会だけで練った中身以上の存在価値はあるわけですよ。それは無視できなくなると思うんです、位置づけをそういうふうにするのでね。例えば……。

○委員長（下山哲司君） 原田委員、よろしいか。今の話は、じゃからさっきも言うたようにこの基本条例というのはこれをつくるだけの委員会じゃないんで、運用をする、それから今の原田委員、光成委員が言ようようにするという、この委員会を利用してやっていただいとけば結構なんです。別に条例をつくるだけが委員会じゃないんです。基本条例の委員会というのは、基本条例をどういうふうに活用をうまくできるかというあれをするのが基本条例の委員会なんで。ですから、毎月やってもよろしいですかということで皆さんやりましょうということで、弁当もとってやるということにしとんですから……。

○委員（原田素代君） わかりました。

○委員長（下山哲司君） そういうものを考えたら新しいものをつくりゃいいというもんじゃなしに……。

○委員（原田素代君） わかりました。

○委員長（下山哲司君） 今あるものをどういように生かすかという考え方でお願いしたいと。

原田委員。

○委員（原田素代君） なぜそう言ったかという、政治倫理規程ができていないんです。これはつくんなきゃいけないと書いてあるんです。そうすると、ここで政治倫理規程をつくるというよりは、そういう政倫審の問題を専門に議論してもらって委員会を設けて、それとここが合流するというふうにしなないとここが全てを請け負うことになっちゃうんですよ。広報委員会もやります、政倫審もやります、それからあと8条の市に対する条例制定の提案もしななきゃいけないって。だから、私の中では、全てをプロジェクトチームがいいかどうかは別として、これはちょっと最低プロジェクトチームで練ってもらってここでやるっていうような、ここは全て

細かいことを受けちゃうと全体の中での位置づけとして基本条例があるので、私は必要性に応じてそういうプロジェクトチームの立ち上げによって、そりゃ1年も2年もかけないですよ、何回かやって、じゃあそれで行こうってここで議論して次へ提案するぐらいのステップがあったほうがここが全てを受けるよりはいいかなと、そういう提案です。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 今、光成委員のほうから16条の議会広報の充実のお話が出ましたけども、1条からずっと最後の附則のところまで見てまいりましたら、努めるもの、努力をなさいよとか、やりなさいよとかというようなことがいろいろ書かれているわけです。切実な特別委員会からの声としたらいろいろな新しいことといたしますか、広報に関して改革を進めていきたいんだけどなかなかうまくいかないんだということが、例えば我々が話を聞いたときに、じゃあ充実と書かれているのに当の担当委員会である特別委員会は困っていらっしゃるといことになった場合、果たしてそれは充実と言えるのかどうなのかというようなことも考えていかなきゃいけないわけですけども。実は、そういったようなものが、じゃあ充実してるかしてないかというようなところをどうやって判断つけるのかっていうことになったときに、原田さんが今おっしゃられたようにそういうようなものが今ないんですね。その権限があるのかすらもわからないような現状で。だから、もし充実と書かれているけども、充実がなされていなかったような場合どういう判断をつけていくのか、どの条文でそのところ諮っていくべきなのか、根拠を探すというような作業もまたどっか必要かもしれないというふうに今お話を聞いていながら思ったんですけども。その一つの答えとして、行政評価というような考えというようなものも以前から何度か出てきたりしてますけども、そういったぐあいに議会の評価というようなもの、PDCAサイクルにつながっていくんでしょうけども、一つ考え方としてこの基本条例の中で持ってもいいのかなと。基本条例の検証というような形になると、原田委員がおっしゃられてる提案事項というようなものも網羅してくるかなというふうに思ったりも、今どうすればいいのかって細かいところまでは私わかりませんが、大枠としてそんなこともできるのかなというふうに感じたりいたしました。

○副委員長（治徳義明君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 済みません。広報の件なんですけど、恐らく16条の文言を変えるということになって議論なんかで広報広聴というのをプラスする程度のことでこれ以上のことはないんでしょうけど、ただ特別委員会、編集委員会としましては、するに当たっては申し合わせとかいろいろ条項があったりしますので、この、僕個人的には委員会で議論してもらってももう少しこういうふうな、今言った検証しましたけども特別委員会もう少し積極的にやりなさいというようなことを委員会として議長のほうに申し出てもらって広報委員会でやるというのはできないんでしょうか。

○委員長（下山哲司君） できます。

○副委員長（治徳義明君） 基本条例で議論をして、議長のほうへ広報委員会改革をやっているなさいというお墨つきをもらえれば広報委員会のほうで議論をして、またそれを戻してみたいな形はできないのかなと思って。

○委員（佐藤 武君） はい、委員長。

○委員長（下山哲司君） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 先ほどから議会広報の話が出てるんで、委員長、副委員長いらっしゃるんですけど、私も委員なんですけれども、まず広報紙の充実という部分で改革を含めて取り組んでいきたいということなんですけれども、まず議会広報委員会で50号記念を新たに組みましようという話がありましたけれども、突き詰めたどういう手法でやるか、こうしたらいいんじゃないかというような話が十分に行われてないと私認識してるんですよ。だから、広報特別委員会があるのに、いきなり議会基本条例で広報のあり方についてここで協議をして広報委員が余り認識していない、飛び越えてやるというのは私はちょっといかがなものかなということで。ここでもしやるのであれば、議会広報のほうで先駆的な取り組みをしたいということで議会基本条例のほうでも協議してもよろしいかという確認をとったほうが私はいいと思いますけどね。

○副議長（佐々木雄司君） そりゃそうじゃ、うん。そのとおりじゃと。

○委員長（下山哲司君） 今、佐藤委員の言われたことはもう当然のことだと。広報に関しては広報委員会に任せてあるわけですから、それを横やりでやるというのはちょっと問題があると。ですが、この前の班長会するときにも、おられない方もおられたんじゃないけど、言うたように正式に議会としてこういうふうにという後押しがあったほうが、今の広報だけの中ではなかなか難しい部分があるんならそれをもう少し権限を与えられるようにある程度の方法をとらんと、いつまでたってもこういうことが繰り返されるし、一議員の意見で廃止になったり、一議員の意見で物事が変わったりすることじゃだめだと思うんです。ですから、やっぱり私がいつも言うように、議長のもとにあるという基本の中から、正式に委員会を皆通すというものの考え方をしていかなと絶対ようならんと思う。広報一つにしても12年マンネリ化しとると思うんですよ。じゃから、やっぱりそれを新しい今の広報の方がこういうことをやりたい、あいうことをやりたい言われたときにそれを反対するような権利は個人にはないんですから。個人の意見で廃止になつとる、今現在がね、私の認識では。私そういうことじゃだめだと思うんです。皆さんの席で諮ってない。一番悪いのは全協なら全協の席でこういうのを広報がやる言うんじゃないけど問題があつてちょっとこののを、全協の皆さんの席でやるというのを決めとんらいいんですけど、広報の方が時間かけてこういうのをやりたい言うたときに広報にももう少し権限を持たせてあげるようにそうせんともう大儀になってくるわな、しょうって。そういうことじゃ、議会広報ばっかしじゃなしにいろんな面でもよくなる。そのためにこの基本条例、

議員を戒めるというのでつくろうというて、スタートは私はそういうに認識しとんですよ、スタートだけは。じゃから、やっぱり一番につくるのが倫理規程、これができた時点で、倫理規程ができてこなかったということがちょっとおくれとる。じゃから、そういうもんも踏まえて次々に今の光成委員が言うように広報だけでやったんじゃ潰されるんなら堂々と広報でやってここへまた出していただければええんで。せえで、そういう運用規定になるわけじゃから、それが。それがこの委員会が使い方ではどういうふうにも生きるんじゃけど、ただ集まって委員会しましたで終わるんならせんでもええと思うんですよ。いや、そうじゃなしに何で弁当までとって、毎回弁当とる、それから皆さんに時間の負担をかける、それでもよろしいかということでもよろしいということで始めたわけですから。やっぱりそういうスタートを切った以上は結果を出さずにやめれんじょ。私はそう思うんですよ。皆さんがそういうふうな認識になっていただけたらそんなに難しい話じゃない。どういう方法にしたらできるかという考え方の相談ができるのがこの基本条例の場じゃと思うんで。そういうふうな認識して皆さんが御理解いただけるんなら今後そういう委員長としてのまとめをさせていただきますけど、もうやらんでもいい、そこまでやらんでもいい言うんならやりませんし、もうその意見だけちょっと言うてえてもらわにゃ、昼までに。

○委員（佐藤 武君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい。

○委員（佐藤 武君） よろしいですか、先に。

○委員（原田素代君） じゃあ、先に。

○委員長（下山哲司君） 佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 済みません。方向性はもう委員長何回もおっしゃってるように問題提供していただいてその部分について協議を重ねていくという方向でいいと思います。私はそれこそ研修ができてないという部分とか、政治倫理、18条、こういうものはいろんな場面で必要かなと認識していただかないといけないという思いもありますので、そこらあたりから具体的にやっていたらいいと思います、はい。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 行きつ戻りつしながら幾らか方向が1つに向いたかなと思うんですけど、私の提案としては実は2つぐらいの議案を抱えながらこれが進んだらいいなというに思ってるんです。ていうのが、大変急がれるものが幾らかあるってことで。具体的に私の個人的な提案は、倫理規程をまずつくる、倫理規程策定委員会。それから、基本条例の検証、これはもうせっかく先進のひな形があるので、精査した上でとりあえず当てはめてやってみる、そうすると気づくと思うんですよ、私たち自身が。そういう気づきをやっぱり共有できるためにも、厳密な基本条例の検証というと非常にまだまだ、だって中身もできてないのに検証するわけだ

から、足りない足りないでいいと思うんですけど。それをやることで私たちが学べるのならば基本条例の検証を一方でやりながら、前段か後段には倫理規程をつくろうということである。いろいろな倫理規程を私たちが調査して赤磐市オリジナルの倫理規程をつくるという、その2つぐらいが並行してこの委員会ができるようになると、幾らか認識と事態が前に進む両方が得られないかなと。それがボリューム的に無理だといえましょうがないなと思うんですけど、私はできるのではないかなと。今まで政務活動費のことやりながらもう1つのことやったりしてましたから。流れ的には検証しながらこういうことやるというのは割と違和感がなくやれないかなという。とりあえず提案です。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 私のほうからも提案なんですけど、原田委員のほうは検証を言われて、私もそれは必要なことだと思います。ただ、そういう大枠で物事を進めていってしまうと今日の前で困っているものがその検証が終わるまで結論が出てこないというか……。

○委員長（下山哲司君） 手がかけられない。

○副議長（佐々木雄司君） 改革が進まないということがありますので。私はやれるところから、まず簡単な片づけられるようなところから進めていっていただけたらなということを提案します。今、こちらの場に議会広報の特別委員会の委員長が兼務で出席いただいておりますので、まずはこの議会広報のほうの充実、この16条、充実と書かれているんだけど、委員長、充実していますかという投げかけをいただいたんだというところで持ち帰っていただくと。基本条例のほうで充実って書かれてるけど大丈夫かいというふうに言われたんで、これからちょっと議論してみたいというような水を向けてあげるといようなことをまずこちらのほうでお話を整えていただいたら、あと委員会のほうでも、特別委員会のほうでもやりやすいんじゃないかなというふうに思うんですけど、皆さんいかがでしょうか。ここでしたらすぐ目の前のことで答えが出やすいところですから、1個仕事を終わらせることができると思うんですけど、どんなでしょうか。

○委員（原田素代君） で、委員長はどう。

○委員長（下山哲司君） はい、光成委員。

○委員（光成良充君） ありがとうございます。そう言っていただけると事は進みやすい。一度12月5日に広報委員会を協議会として予定をしておりますので、その中で基本条例のほうからこういう提言がございましたので皆さんの御意見をお聞きしたいというような話をさせていただいて、次回の基本条例の委員会で話をさせていただくような形をとらせていただきたいと思います。

○委員長（下山哲司君） はい。

○副委員長（治徳義明君） はい、済みません。

○委員長（下山哲司君） はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） その件で、ありがたいお話なんです、ありがとうございます。手続を広報委員会あるんですけど、最高責任者が議長さんなので、条例委員会のほうから議長のほうへ言うていただくと、で理解していいんですかね、その分確認です。

○委員長（下山哲司君） はい。ちょっといいですか。

○副委員長（治徳義明君） はい。

○委員長（下山哲司君） お昼が来とんで、今のお話を食事が済んだ後きちっと明文化して、文章で議長のほうに上げて、議長のほうから広報の委員会のほうにお願いするという、意見としてはこの基本条例の委員会の意見ということですから、出すのは議長から出してもらうと、そういう方法をとらせてもらおうと思うんですけど、どうですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それじゃあ、昼からそういうことについて、内容について協議させていただきますので、休憩します。

○委員（原田素代君） 短くできますか。

○委員長（下山哲司君） 何分休憩したらいいですか。

○委員（原田素代君） 30分。

○委員長（下山哲司君） 30分。

それでは12時半まで休憩とします。

午後0時0分 休憩

午後0時27分 再開

○委員長（下山哲司君） いいですか、おそろいなので会議を再開します。

それでは、午前中に引き続きの内容で御意見をお願いいたします。

まとめてよろしいですか、午前中の分を。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、光成委員のお話がございます、16条の件で御意見があったということで、議長のほうに文章で申し上げて委員会のほうに通達をお願いするというところでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、そのように扱いをさせていただきますので、16条についてはそういうことでやらせていただきます。

それでは次に、協議をする内容について順位を決めていただきたいと、優先順位をつけてもらいたいと思いますので、まず重要条例何条と、こういうことで御意見をいただいたらその中で、全部じゃなくて結構です、どうせ優先だということを5つほど出していただいたらその順番でやりたいと思いますので。またそのやり方は皆さんで御協議してやるということで、とりあえずきょうのところは優先順位をつけて次の委員会の日にちと次の条例第何条にかかるという

ことだけ決めていただいたらきょうはしまわせてもらおうと思いますので、そういうことで御意見をいただきます。

御意見どうぞ。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） ランダムに思いの強い条例を幾つか言って、あとは皆さんで順番を決めるということですか。

○委員長（下山哲司君） はい、そういうことです。

○委員（原田素代君） 一番最初は、26条の理解をしていただきたいということが、これはもう議論とか討論というよりも研修会でとにかく共通認識を持ちましょうということなので、この条例自身の肝がここにあるということが共通認識になるような研修を早急にしてほしいという要望が一つです。それから、8条です、8項目にわたる部分、これをいろいろ言った言わないで進めてもらちが明かないからということで、佐々木委員のほうの提案にあるこちらが発議して、市のほうにこういう条例をつくりなさいという形で具体的に一步進めるような仕事というのが一つ、大変早めにやられるべきだろうと。それから、3点目は政治倫理規程ですね。これは前から言われているので、この倫理規程の問題を早目に立ち上げていただきたいと思っております。その3つを問題意識として提案しておきます。

○委員（実盛祥五君） はい。

○委員長（下山哲司君） はい、実盛委員。

○委員（実盛祥五君） 8条、5条、26条を検討してくれたらいいと思います。

○委員長（下山哲司君） 5条。

○委員（実盛祥五君） はい。8、5、26。

○委員長（下山哲司君） せえから、26。はい、26、重なってます。

はい、治徳委員。

○副委員長（治徳義明君） 全くできていない条項はちょっと検討していくべきだと思うんですけども、一般会議ってなかったですか。一般会議というのは条項はなかったですかね。

○委員（原田素代君） ああああ、はいはい。何かありました。あります。

○副委員長（治徳義明君） ちょっとごめんなさい。

○委員（原田素代君） 一般っていう表現だったかどうか。活動原則だったかな。ありました。

○副委員長（治徳義明君） 要は、議会と各種団体とが協議をする、あれなかったですかね。

○委員（原田素代君） あります。

○委員長（下山哲司君） 3条じゃろ。

○副委員長（治徳義明君） あ、3条。あ、ごめんなさい。

○委員長（下山哲司君） 「議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとらわれず」と
こういうやつですか。

○委員（原田素代君） そこは理念的なものでね。具体的に会議の名称がどこかにあったと思
うんですけど。

○委員長（下山哲司君） じゃから、市政の課題全般について市民の意見を的確に把握……。

○副委員長（治徳義明君） ああ、そうそう。

○委員長（下山哲司君） ここでいいんですか。

○副委員長（治徳義明君） そうそう。

○委員長（下山哲司君） 3条じゃ、3条。

○副委員長（治徳義明君） 3条。

○委員長（下山哲司君） はい。3条じゃな。

○副委員長（治徳義明君） はい。

○委員長（下山哲司君） 3条。

○委員（原田素代君） いや、でも何とか会議っていう名称がありましたよ。

○副委員長（治徳義明君） 会議を。

○委員（原田素代君） うん。何か会議の名称がうたってある。

○委員長（下山哲司君） ここには……。

○副委員長（治徳義明君） うたってない。

○委員長（下山哲司君） うたってないな。

○副委員長（治徳義明君） はい。

○委員長（下山哲司君） 文言としては「一部団体及び地域の代表にとらわれず」ですからそ
の反対が一般です。

○副委員長（治徳義明君） ほんならそうですよ。

要は、今議会報告会等で一般市民の方と議論させていただいてるんですけども、じゃなくて
各種団体であるとか、例を挙げれば商工会と議会とが共通課題について協議するとかというよ
うな会合が全くなされてないので、恐らく条項の中にあると思うのでそれを推進するための議
論をしてもらいたいというのがあります。

○委員長（下山哲司君） その件の意見言うてもいいですか。

○副委員長（治徳義明君） はい、どうぞ。

○委員長（下山哲司君） 今までのこの赤磐市の歴史からいえば、そういう活動するとい
うときはもう議会の任意メンバーで商工会なら商工会、申し入れしたらできますので、それはやろ
うと思えばいつでもできます。ですから、それは誰かが、リーダーが2人おられて、声かけ合
われて5人なら5人、6人なら6人の議員のメンバーができたなら、商工会のほうに申し入れし
たらいつでもできますから、議長に相談してください、その件は。じゃけど、そのことについ

てはしっかり協議をしていただければいい。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤 武君） 私は18条と26条でよろしいです。

○委員長（下山哲司君） 18条。

○委員（佐藤 武君） 18条。

○委員長（下山哲司君） 18条。

○委員（佐藤 武君） 政治倫理規程、議員倫理規程、それから26条の研修と。

○委員長（下山哲司君） 18条と今何言われたかね。

○委員（佐藤 武君） 26条。

○委員長（下山哲司君） 26条。はい、重なってますね。

はい、光成委員。

○委員（光成良充君） 私は先ほどお願いさせていただいた16条、それから18条と26ですね、一緒です、はい。

○委員長（下山哲司君） 16条に関してはもう先ほど……。

○委員（光成良充君） もういいですよ、はい。

○委員長（下山哲司君） 話が決まりましたので、議長と相談してあれさせていただきますけど、どんなですか。

○委員（光成良充君） それはそれで結構です、はい。

○委員長（下山哲司君） それでこれいただいとんで、やらさせていただきます。

○委員（光成良充君） はい、お願いします。

○委員長（下山哲司君） はい、佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 16はいいんですか。

○委員長（下山哲司君） いいです。

○副議長（佐々木雄司君） 16はいいですか。はい、わかりました。

じゃあ、私は8をできたらやらせていただきたいのと、8条を優先的に次は考えていっていただきたいのと。あと14条、8と14条ですね。

○委員長（下山哲司君） 14条ですか。

○副議長（佐々木雄司君） それと、もう1個なんですけど、これ新設の条項として先般市役所のほうから外部監査の条例が出ましたけども、これには議会という言葉が中に入ってくるんですね。でも、それを議会のほうでどういったぐあいに外部監査というものを生かしていくのかというのは基本条例に書いたほうが運用しやすいのかなと。だから、そこを加えるか加えないかということも含めて、外部監査にも関係するこの基本条例との関連性というかあり方、これも議論をさせていただきたいと思います。

○委員長（下山哲司君） この外部監査については、私も後から言おうかと思っております。

が、この基本条例の中に全くないんで追加条項として次の委員会で検討して、3月の議会には出したらと思うんですけど、そういうことでどんなですか。次にやって、そうすれば3月には十分間に合わせますので、内容的に。追加です、条項の。

○委員（原田素代君） そうすると、網羅しなきゃいけないよ。

○委員長（下山哲司君） じゃから、勉強する時間が必要なから次の委員会でして、ただ12月、1月と2月と3回できるでしょ。3回の間ですから十分やれるんじゃないかと思えます。そうすれば……。

○委員（原田素代君） 勉強しましょう。

○委員長（下山哲司君） はい。勉強するというで次に案件に上げてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） そういうことでそれでは、はい。

それでは、今16条はあれしましたんで、26、8条、5条、3条、18条、14条とこういう御意見がございまして、8条と26条が多いんですよ、人数的に。順番でいけば、今のあれでいけば8条のほうが皆さん声大きいので、8条を1番でどんなですか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（下山哲司君） はい。

○委員（原田素代君） 私せっかちなせいでしょうか、外部監査と基本条例の整合性も両方やったらどうですか、2つの議案を。

○委員長（下山哲司君） はい、じゃから……。

○委員（原田素代君） これは30年度問題でしょ。

○委員長（下山哲司君） 2つやりますよ。

○委員（原田素代君） そうですよ。

○委員長（下山哲司君） 2つ同時にやります。

○委員（原田素代君） そうですね。

○委員長（下山哲司君） 外部監査はもう……。

○委員（原田素代君） とにかく次からやると。

○委員長（下山哲司君） 次と次でやると。それから、ほかの分は同時にやりますから、その日の。

○委員（原田素代君） うん、わかりました。いや、だからまず8条からということですよ。

○委員長（下山哲司君） はい。ですから、次の会は外部監査を1番目の議案に上げます。

○委員（原田素代君） で、2番目。

○委員長（下山哲司君） 2番目が8条。

○委員（原田素代君） はい、わかりました。

○委員長（下山哲司君） よろしいですか。

○委員（原田素代君） 結構です。

○委員長（下山哲司君） それでは、8条が1番で、26条が多かったのがこれが2番。いいですか。3番目が皆同じぐらい、5条が多かったのかな。

佐々木委員。

○副議長（佐々木雄司君） 言い忘れてました。もう1個、7条の(1)、一問一答です。

○委員長（下山哲司君） 記憶がねえ。

○副議長（佐々木雄司君） 7条の(1)、僕これもつけ加えておきたいです。

○委員長（下山哲司君） わかりました。とりあえず1、2……。

○委員（原田素代君） そこまで決めといて、あとはもう。

○委員長（下山哲司君） 1、2、3まで決めてもらえませんか。

○委員（原田素代君） でも、外部監査が入ると……。

○委員長（下山哲司君） 外部監査は並行ですから。3まで。

事務局のほうも手がすいたときにしてもらわにやいけんの……。

○委員（実盛祥五君） そりゃそうじゃ。

○委員長（下山哲司君） 1、2、3ぐらいをしといて。

○委員（原田素代君） 次多かったらどこなんですか。

○委員長（下山哲司君） いや、あとは26は2番です。あとは8が一番多かったんで。

○委員（原田素代君） あとは。

○委員長（下山哲司君） あとは同じぐらいだったと思うので。

○委員（原田素代君） 全部同じ。

○委員長（下山哲司君） はい。

○委員（原田素代君） 倫理規程は何条ですか。

○副議長（佐々木雄司君） 18。

○委員長（下山哲司君） 18。

○委員（原田素代君） じゃあ、倫理規程を入れて。

○委員長（下山哲司君） はい、ほんなら3番目に倫理規程を。

それでは、言うた時間より早いんですが、まずまとめをさせていただきます。

16条については先ほど申し上げたとおりです。次に、行うのが、外部監査についてを第1議案とします。それから、8条の8項目の議案についてを同時に次の委員会で協議を行いますので、そういうことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下山哲司君） それでは、日程をとってください。いける日ありますか。

○議会事務局主査（日下治樹君） 25。

- 委員長（下山哲司君） そねえ飛ぶんかな。
- 委員（原田素代君） いかが。
- 委員長（下山哲司君） いかがかなあ。
- 副議長（佐々木雄司君） 12月の。
- 委員長（下山哲司君） 25。
- 副議長（佐々木雄司君） はい。
- 委員（原田素代君） すごい押し迫ってからですね。
- 委員（実盛祥五君） しょうがねえ、そりゃ。
- 委員長（下山哲司君） 12月25日。
- 副議長（佐々木雄司君） 去年も何かクリスマスにやったような気がするな。
- 委員（原田素代君） 当たってる。
- 副議長（佐々木雄司君） だったな。
- 委員長（下山哲司君） いいですか。それでは、次回の委員会を12月25日、10時ということで開会しますので、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（下山哲司君） それでは、そういうことでやらさせていただきます。

本日は途中の時間になりましたが、これで予定の内容としましては私の思いではここまでしていただいたら次にとっておりましたので、思うより早く終わりましたので、これで本日は閉会したいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（下山哲司君） それでは、お疲れさまでございました。

午後0時41分 閉会